資料４
科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会
原子力科学技術委員会　研究施設等廃棄物作業部会（第11回）
Ｈ２６．２．１７

研究施設等廃棄物埋設施設の設置及び事業の実施に向けた課題について

平成26年2月17日
文部科学省研究開発局
放射性廃棄物企画室

1.「埋設処分業務の実施に関する基本方針」に示された課題

平成20年12月25日に策定された「埋設処分業務の実施に関する基本方針」に示された施設の設置及び事業の実施に向けた課題について、今後、関係機関との調整を進めていくこととする。

＜3. 埋設施設の設置に関する事項、(1)＞
国は、研究施設等廃棄物の処分を推進する立場から、処分事業の実施主体である原子力機構と一体となって、埋設施設の立地のために必要な活動に取り組む。

＜6. その他埋設処分業務の実施に関する重要事項、(1)＞
研究施設等廃棄物は安全規制に関する複数の法令が適用されることを踏まえ、整合性のある安全規制の下で合理的に処分事業が実施されるよう、原子力機構は、安全規制当局に対して適切に情報提供を行う。

＜4. 埋設処分の実施の方法に関する事項、(2)＞
全国の様々な事業所から発生する廃棄物を取り扱うことから、関係者のニーズを適切に把握するとともに、廃棄物の扱いや受入れに関して原子力機構が作成する基準や指針、技術情報の共有など、関係者との連携、協力を進めること。

＜6. その他埋設処分業務の実施に関する重要事項、(3)＞
国及び原子力機構は、主要な関係機関（社団法人日本アイソトープ協会や財団法人原子力研究バックエンド推進センター等）と協力しながら、廃棄物の集荷や輸送、焼却や減容等の処理などを含めて、研究施設等廃棄物の合理的・体系的な処理・処分体制を構築する。

2. 課題への対応（立地プロセスについて）

＜3. 埋設施設の設置に関する事項、(1)＞
国は、研究施設等廃棄物の処分を推進する立場から、処分事業の実施主体である原子力機構と一体となって、埋設施設の立地のために必要な活動に取り組む。

〈立地プロセスを進めていく上での国の役割の明確化が必要〉

○埋設施設の立地に向けて、受入れ自治体の負担の軽減、埋設事業に対する信頼性等を確保する観点から、実施主体のみならず、自治体への協力要請等、国も一体となって活動に取り組むことが重要。

2. 課題への対応（業務の実施に向けた基準等の整備）

＜6. その他埋設処分業務の実施に関する重要事項、(1)＞
　研究施設等廃棄物は安全規制に関する複数の法令が適用されることを踏まえ、整合性のある安全規制の下で合理的に処分事業が実施されるよう、原子力機構は、安全規制当局に対して適切に情報提供を行う。

〈我が国全体として抜け落ちのない効率的な放射性廃棄物の処分体制の構築に向けた合理的な安全規制の検討〉

○第一期の埋設事業の対象となるピット処分、トレンチ処分の対象となる廃棄物について、既に基準が整備されている試験研究用等原子炉施設又は発電用原子炉施設以外から生じたものについても、基準等を整備する必要がある。※
○具体的には、RI廃棄物、放射性医療廃棄物、ウラン廃棄物等の処分に必要な基準等について、関係省庁での検討を促進する。

※旧原子力安全委員会では、「安全規制の基本的考え方」及び「濃度上限値」について、一部、検討済。
　現行の規制委員会での検討や、より詳細な保安規定審査基準等への反映が必要。

2. 課題への対応（業務の実施体制について）

＜4. 埋設処分の実施の方法に関する事項、(2)＞
　全国の様々な事業所から発生する廃棄物を取り扱うことから、関係者のニーズを適切に把握するとともに、廃棄物の扱いや受入れに関して原子力機構が作成する基準や指針、技術情報の共有など、関係者との連携、協力を進めること。
＜6. その他埋設処分業務の実施に関する重要事項、(3)＞
　国及び原子力機構は、主要な関係機関（社団法人日本アイソトープ協会や財団法人原子力研究バックエンド推進センター等）と協力しながら、廃棄物の集荷や輸送、焼却や減容等の処理などを含めて、研究施設等廃棄物の合理的・体系的な処理・処分体制を構築する。

〈埋設事業の実施体制の構築に向けた検討〉

○埋設事業の実施に向けて、原子力機構はこれまで研究施設等廃棄物の廃棄体化に係る処理計画等や、集荷、輸送等の体制等について、関係する機関との調整をすすめてきたが、平成26年度以降は、廃棄体確認等に係る評価手法の検討等、埋設事業実施に向けた基準や指針、必要な体制の構築について、検討を進める。